

平成 26 年度 児童虐待防止に向けた行動方針

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会

本会は、新たな子ども家庭福祉の推進基盤として、支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、民間の関係団体が連携・協働して対応できるよう子ども・子育てにかかる地域ネットワークを、将来において形成することをめざしている。

今年度の取り組みにおいては、児童虐待防止に重点をおき、関係団体における共通の行動方針を定め、取り組みを呼びかけることとした。

児童虐待にかかる相談件数は、増加の一途をたどり、児童相談所が対応した虐待相談は、2012年度では6万7千件に達しようという状況にある。

児童虐待は社会全体が取り組むべき課題であり、国・自治体による虐待防止施策の強化や子育て支援活動の充実はもとより、児童福祉や子育て支援等にかかわる様々な団体や個人が大きな広がりをもって、その予防、発見、早期対応に取り組むことが求められている。

各団体は児童虐待防止における共通の取り組みとして、下記の行動方針について組織内で周知するとともに、それぞれの団体の役割や位置づけ等に応じて取り組み方策を検討し、各地域の実情に応じて具体的な行動につなげることをとする。

《行動方針》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関係する団体や住民等の連携の強化を図る
2. すべての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する
3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

《具体的方策》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関する団体や住民等の連携の強化を図る

※児童虐待防止のための取り組みとは、下記「2（1）」にて例示の取り組み等を想定

- (1) 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所、社会的養護関係施設、里親、障害児施設及び子ども・子育て支援活動に取り組むNPO等が連携して児童虐待防止の取り組みについて検討・実施できるよう、各地域の実情に応じて、推進基盤となるプラットフォーム^{注1}機能を設定する。

注1)「プラットフォーム」とは、「皆が乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題を明確にして多様な主体が自発的に対等な立場で参画する協働のあり方を表す。

例) プラットフォーム機能の設定にあたっては、地域の実情に応じて、社協や地域子育て支援センター等が関係団体にプラットフォームの設定を呼びかけ、連携にあたっての連絡・調整を行う担当(者)を定め、連携のための会合を定期的を開催したりするなどの取り組みを行う。

例) 児童虐待問題と密接に関連しているケースが多いDV(ドメスティック・バイオレンス)についても取り組みの視点に入れ、配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援活動に取り組むNPOや男女共同参画センター、その他女性の自助を支援する団体等との連携も視野に入れる。

例) 児童虐待は、家庭の経済的困窮や社会的孤立が要因であることが多く、子どもの貧困の連鎖防止や孤立の防止などの取り組みも求められる。検討にあたっては、こうした課題を抱える家庭への支援についても視野に入れる。

- (2) さまざまな関係団体がそれぞれの領域を超えて、多様な団体とつながり、子育て支援や児童虐待防止等の課題解決に連携・協働して取り組む意識を醸成する。

例) 地域の実情に応じて、取り組みの呼びかけの役割やスーパーバイザーの役割を社協等が担う。

(付記)

全社協・地域福祉推進委員会は、「社協・生活支援活動強化方針 ―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を平成24年10月に明らかにし、「今日の地域福祉をめぐる様相と社協の使命」の中で、虐待やDV等の様々な生活課題が深刻化し広がっているとの認識のもと、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められている。」と述べ、児童虐待等もその解決に向けて社協が取り組むべき課題に含まれるとの見解を示している。

2. 全ての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する

- (1) 市区町村段階で実施されている子育て支援活動を、関係団体間の連携・協働の中で実施するよう組み直し、多様な団体による重層的な支援を構築し、強化を図る。

- 例) ①子育てサロン
②出張保育
③ファミリーサポート事業
④子育て支援情報の提供
⑤ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）
⑥地域子育て支援センター
⑦障害児相談支援センター
⑧ショートステイ・トワイライトステイ

※例えば、地域の様々な主体が行う「子育てサロン」に保育士が加わ

り保護者の育児相談に応じたり、地域子育て支援センターにおける相談に児童発達支援センターの専門職（児童指導員等）が参画し、障害のある子どもの保護者の相談に応じたりし、専門性を高める。

- (2) 児童虐待防止推進月間の期間を軸として、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所及び社会的養護施設、障害児相談支援センター等が連携し、子育ての悩みに関する相談窓口を開設するなどの取り組みを通じ、子育て支援活動を展開する。また、恒久的な取り組みに向け検討を行う。

※相談窓口の開設・実施においては、入所施設の24時間体制という特色を活かし、児童福祉施設等が連携して夜間や休日においても途切れない相談受付時間を設定するなどの工夫が考えられる。

※将来的には、相談から問題の解決・支援につなげるなどのワンストップサービス化などの工夫も考えられる。

3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

- (1) 各団体等が実施している住民向けの広報誌等（ホームページを含む）で、児童虐待防止の趣旨・呼びかけなどの広報を行う。

- (2) 児童虐待防止等をテーマとしたセミナー等の行事を開催する。

例) 独自の開催とする方法の他、自治体等が開催する行事に参画し、連携・協働する方法が考えられる。

- (3) 子ども・子育てに関係する団体の先駆的取り組みの紹介を行う。

- (4) 子ども虐待防止の取り組みであるオレンジリボン運動を積極的に推進する。

- (5) 住民向けの児童虐待防止の広報・啓発活動を効果的に推進するため、厚生労働省が自治体や関係機関等に活用を呼び掛けているポスター・リーフ

レット等の啓発媒体を児童福祉施設やその他の民間団体でも活用する。

ポスター等の掲示やリーフレット配布等その活用にあたっては、公共機関に止まらず、子育て家族等が多く利用するような場所（ショッピングモール、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等）も考慮する。

※厚生労働省は各都道府県・指定都市及び市町村に対し、ポスター等希望枚数調査の際に、本会の協力実施について触れ、社協の取組を踏まえた希望枚数を登録するよう呼びかけている。市区町村行政所管課から市区町村社協に対して、必要枚数に関する照会・問合せがあった場合は、保育所や社協及び障害児施設等に掲示する分も含めて回答するよう依頼する。

※社会的養護施設に対しては、それぞれの種別協議会を通じてポスター一等を送付する。

※また、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び各児童福祉施設種別協議会、障害児施設関係団体等を通じて、ポスター等の活用依頼を要請する。